

現場説明書

工事名 一関工業高専電話交換機設備更新工事

一関工業高等専門学校				
事務部長	総務課長	課長補佐	係長	担当
				

1 工 事 名 一関工業高専電話交換機設備更新工事

2 工 事 場 所 岩手県一関市萩荘字高梨 一関工業高等専門学校構内

3 完 成 期 限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金曜日)

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、⊙印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) ⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

- ・電力会社と協議の上引き込む
- ・構内より分岐できる (電灯のみ)
- ・発電機の設置
- ⊙構内より支給 (電灯のみ)

③ 工事用電話

- ・構外より引込む
- ⊙携帯電話等で対応する

- ④ 工事用給水
- ・ 構外より引込む
 - ・ さく井する
 - ・ 給水タンクの設置
- ・ 構内より分岐できる
○ 構内より支給
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設を使用するときは「上（下）水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
-
-

(4) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵__本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 文部科学省が定める工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

☐ ○提出する。
・ 提出しない。

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

工 程 表

☐ ○提出する。
・ 提出しない。

労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないようにするため、工事費内訳明細書を提出する場合には、共通費として法定福利費等に関する事項及び金額を記載すること。

なお、当該記載に当たっては、以下を参考とすること。

（参考）公共建築工事共通費積算基準より ※ ____ は、特に法定福利費等に関連する部分

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要

	員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分等並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請け企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用。
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電

	波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
<u>法 定 福 利 費</u>	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

② 基準第18、第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は、「文部科学省発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、実施する。

③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成

ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者

数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- ④ ~~基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ⑤ ~~基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）

(2) ~~入札の保証について~~

~~競争入札に参加しようとする者（以下、「競争加入者」という。）は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。~~

① ~~入札保証金及び入札保証金納付書~~

~~ア 入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下、「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添付して、一関工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 秋保 聡に納付すること。~~

~~イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第20条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。~~

~~ウ 競争加入者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を契約担当役へ提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。~~

② ~~入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書~~

~~ア 政府保管有価証券払込済通知書は、一関工業高等専門学校取引銀行に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。~~

~~イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第20条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。~~

~~エ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役へ政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。~~

~~なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。~~

③ ~~入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書~~

~~ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労~~

~~働金庫連合会, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合, 水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下、「銀行等」という。）とする。~~

~~イ 保証書の宛名の欄には, 関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡 と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。~~

~~エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には, 入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 保証金額は, 見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ 保証期間は, 書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって, 契約担当役が指定する日までを含むものとする。~~

~~キ 保証債務履行の請求の有効期間は, 保証期間経過後6月以上確保されるものとする。~~

~~ク 落札者が契約を結ばないときは, 銀行等から支払われた保証金は, 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第20条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。~~

~~ケ 競争加入者は, 入札執行後, 契約担当役から保証書の返還を受け, 銀行等に返還するものとする。ただし, 落札者については, 工事請負契約書案提出後, 契約担当役から保証書の返還を受け, 銀行等に返還するものとする。~~

~~コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当役の指示に従うこと。~~

~~④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券~~

~~ア 入札保証保険とは, 落札者が契約を結ばない場合に, 保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。~~

~~イ 入札保証保険は, 定額てん補方式を申し込むこと。~~

~~ウ 保険証券の宛名の欄には, 関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡 と記載するように申し込むこと。~~

~~エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には, 入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 保険金額は, 見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ 保険期間は, 書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって, 契約担当役が指定する日までを含むものとする。~~

~~キ 落札者が契約を結ばないときは, 保険会社から支払われた保険金は, 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第20条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。~~

~~⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書~~

~~ア 契約保証を予約する金融機関等は, 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。~~

~~イ 契約保証予約証書の宛名の欄には, 関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡 と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 契約保証の予約の内容は, 金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。~~

~~エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には, 入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上, 又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。~~

~~カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。~~

~~キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。~~

~~ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、契約担当役の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。~~

~~⑥ 入札保証金の還付について~~

~~競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。~~

(3) 契約の保証について

- ① 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次のアからクのいずれかの書類を提出しなければならない。なお、振込手数料等が必要となる場合は落札者の負担とする。

ア 契約保証金として納付するものが現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

(ア) 保管金領収証書は、一関工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 出納命令役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び契約担当役が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、一関工業高等専門学校取引銀行に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 出納命令役 出納命令役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書
 - (ア) 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (エ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- エ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書
 - (ア) 請求代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (ウ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- オ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書
 - (ア) 当該債権に質権を設定し提出すること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (エ) 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。
- カ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
 - (ア) 債務不履行による損害金の支払を保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下、「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
 - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。
 - (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- キ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ク 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、一関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - (カ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第37条第2項の規定により独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。なお、違約金

の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ② ①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

~~なお、保険会社の発行する電子証書等（以下「PDF発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏むこと。~~

~~ア 保険会社から発注者へ提出~~

~~受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。~~

~~イ 受注者を通して発注者へ提出~~

~~受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。~~

- (4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

- (5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」（令和5年9月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

- (6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすと

ともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて一関工業高等専門学校から2回以内に支払うものとする。~~ただし、令和年度は前金払いのみとする。~~

(9) 請負代金の前払い

- ① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

- ② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合に、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

- ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。【分離発注工事等である場合】
- イ 水災危険担保特約を付帯すること。【建設工事保険を付保する場合】
- ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
 - (エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。【分離発注工事等である場合】
- エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。【土木工事保険を付保する場合】
- ⑨ その他
 - ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
 - イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。【分離発注工事等である場合】
 - ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
 - エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。
- (12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 文部科学省が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。
- (2) (1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- ~~(4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について~~
- ~~④ 指名停止又は文書注意~~

~~暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」~~

~~（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。~~

~~なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。~~

~~② 工事成績評定への反映~~

~~工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。~~

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度の履行

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成后、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。~~

- ① ~~ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。~~

- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

- ③ ~~受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) ~~主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

- ~~① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。~~
- ~~② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。~~
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- ① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
- オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。
- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (9) ~~特別重点調査を受けた者との契約について~~
- ① ~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。~~
- ② ~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。~~
- ③ ~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領別表第一第3号に該当することがある。~~
- (10) ~~週休2日促進工事の実施について~~
- ~~【発注者指定方式の場合】~~
- ① ~~本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。~~
- ② ~~週休2日の考え方は以下のとおりである。~~
- ア ~~「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場休息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。~~
- イ ~~「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所休息等を行ったと認められる状態をいう。~~
- ウ ~~「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。~~
- エ ~~「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。~~
- オ ~~「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。~~
- カ ~~「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合（以下「現場休息等率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。~~
- ~~ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。~~

~~なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。~~

~~また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~

~~キ「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。~~

- ~~③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。~~

~~監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。~~

- ~~④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。~~

- ~~⑤ 【建築工事等の場合】 月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。~~

- ~~⑥ 【土木工事の場合】 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に以下のアの補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率（以下、「労務費等」という。）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、以下のイの補正係数に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお、市場単価及び土木工事標準単価については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。~~

~~ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）~~

- ~~・労務費 1.04~~
- ~~・機械経費（賃料） 1.02~~
- ~~・共通仮設費率 1.03~~
- ~~・現場管理費率 1.05~~

~~イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）~~

- ~~・労務費 1.02~~
- ~~・機械経費（賃料） 1.02~~
- ~~・共通仮設費率 1.02~~
- ~~・現場管理費率 1.03~~

- ~~⑦ 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行~~

~~うものとする。~~

- ~~⑧ 本工事はモニタリング対象であり、現場体息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。~~

~~【受注者希望方式の場合】~~

- ~~① 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は③の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。~~
- ~~② 週休2日の考え方は以下のとおりである。~~

~~ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8体以上の現場閉所又は現場体息（以下「現場体息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。~~

~~イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8体以上の現場体息等を行ったと認められる状態をいう。~~

~~ウ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。~~

~~エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。~~

~~オ 「現場体息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。~~

~~カ 「月単位の4週8体以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場体息等日数の割合（以下「現場体息等率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場体息等を行っている状態をいう。~~

~~なお、現場体息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場体息等日数に含めるものとする。~~

~~また、現場体息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~

~~キ 「通期の4週8体以上」とは、対象期間内の現場体息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場体息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場体息等日数に含めるものとする。~~

- ~~③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場体息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場体息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場体息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場体息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾~~

~~を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。~~

- ④ ~~監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。~~
- ⑤ ~~【建築工事等の場合】月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。~~
- ⑥ ~~【土木工事の場合】月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に以下のアの補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率（以下、「労務費等」という。）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、以下のイの補正係数に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお、市場単価及び土木工事標準単価については、その労務費等補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。~~
- ~~ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）~~
- ~~・労務費 1.04~~
 - ~~・機械経費（賃料） 1.02~~
 - ~~・共通仮設費率 1.03~~
 - ~~・現場管理費率 1.05~~
- ~~イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）~~
- ~~・労務費 1.02~~
 - ~~・機械経費（賃料） 1.02~~
 - ~~・共通仮設費率 1.02~~
 - ~~・現場管理費率 1.03~~
- ⑦ ~~明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。~~
- ⑧ ~~本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。~~

(11) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約

後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

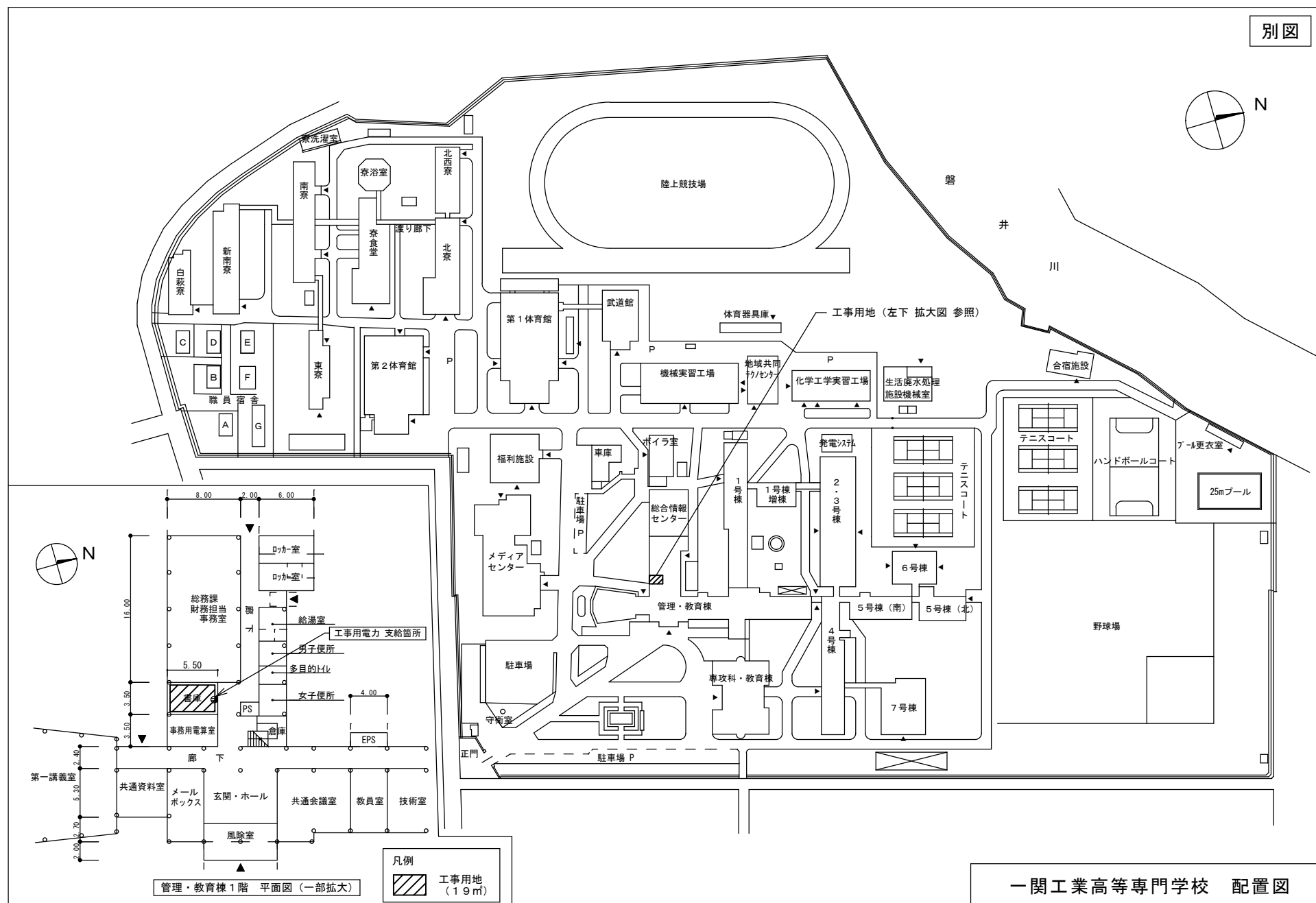
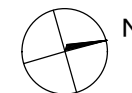
なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(12) ~~建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

~~本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。~~

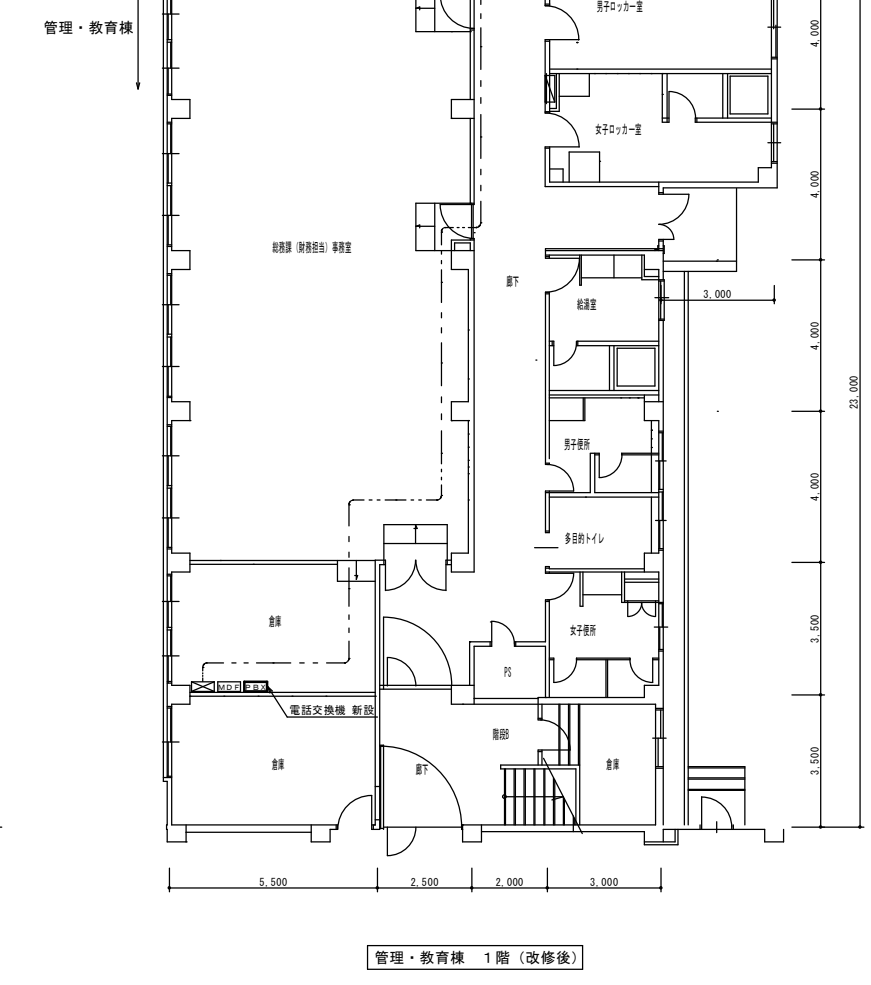
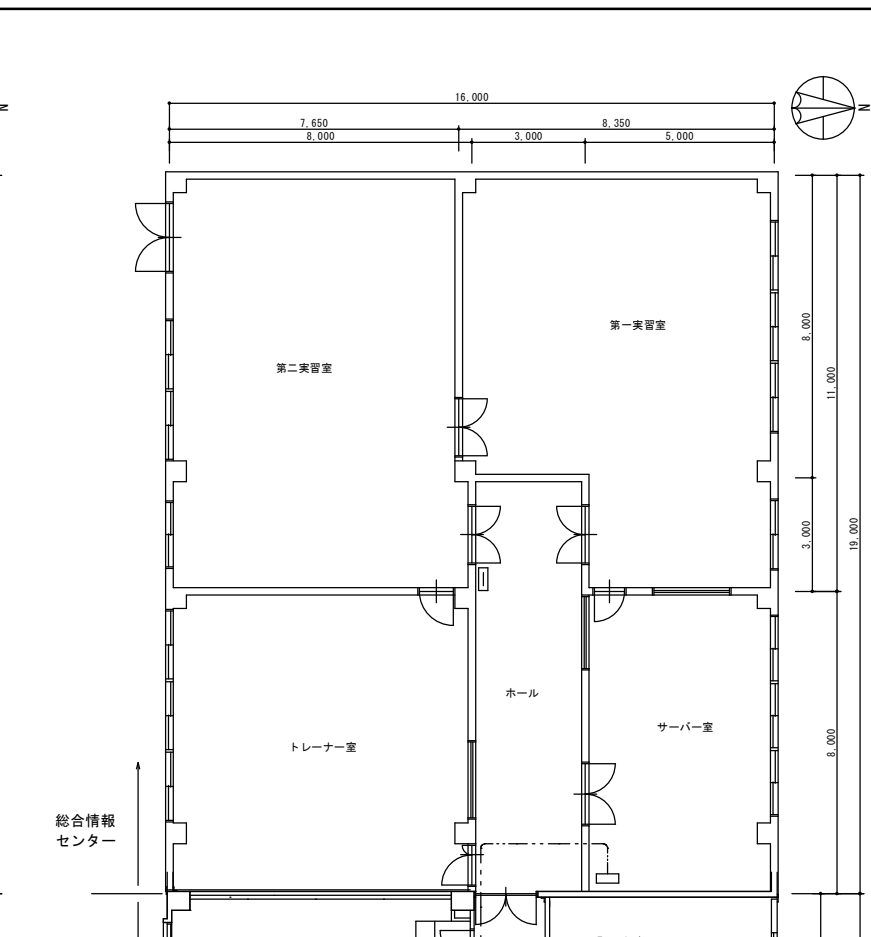


一関工業高専電話交換機設備更新工事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
L - 1	図面リスト	N・S
特 - 1	特記仕様書	N・S
E - 1	管理・教育棟 1階 構内交換設備 配線図	1 / 200
E - 2	構内交換設備 機器仕様	N・S

	年 度	工 事 名 称	図 面 名 称	縮 尺	独立行政法人 国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校					図面番号
	令和7年度	一関工業高専電話交換機設備更新工事	図面リスト	N・S	事務部長	総務課長	課長補佐	係 長	担 当	L - 1
										

一関工業高専電話交換機設備更新工事		2. 特記仕様 (1) 本特記仕様書の表記 1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。 2) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 項目に記載の〈第 編 . . . 〉内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項			
I 工 事 概 要 1. 工事場所 岩手県一関市萩荏字高型（一関工業高等専門学校構内） 2. 完成期限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金曜日） 3. 指定部分 ●無 ○有 対象部分（ 指定部分工期 年 月 日 ） 4. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日（ 曜日） 〔第1編1.1.2〕、〔第1編1.1.2〕 5. 建物概要		●電気保安技術者 (第1編1.3.2) 〔第1編1.3.2〕		●機材の品質等 (第1編1.4.2) 〔第1編1.4.2〕		●機材の品質等 (第1編1.4.2) 〔第1編1.4.2〕		●耐震措置		設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損などが生じないようにする。 ①設計用水平地震力 機器の重量〔kN〕に設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用水平震度は、次による。 設計用標準水平震度			
建 物 名 称 管理・教育棟 工 種 模様替 構 造 RC造 階 数 3 F 建築基準法による 建築面積 (㎡) 1347 延べ面積 (㎡) 3,175 消防法施行令別表第一の区分 改 修 面 積 (㎡) 19 備 考		○適用区分 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (Vo= m/s) 地面粗度区分 (○ I ○ II ○ III ○ IV) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 () この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。		○機材の検査等 機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.4～5) 〔第1編1.4.5～6〕		監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。		○既存躯体への 穿孔 〔第1編2.11.1～5〕		・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類には燃料小出タンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○配電盤 ○発電装置（防災用） ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置 ●交換機 ○自動火災報知受信機 ○中央監視装置 ○ ②設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の 1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (2) 横引き配管等の耐震指示は、施設の種類に応じたものとする。			
6. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)		●施工条件 (第1編1.3.3) 〔第1編1.3.3〕		○施工調査 〔第1編1.5.1～3〕		事前調査 (○本工事 ○別途) 調査項目 (○既存資料調査 ○) 調査範囲 (○図示 ○) 調査方法 (○図示 ○)		●電気工事士 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) 〔第2編2.1.4〕		はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、下記による。 ○ 走査式埋設物調査 ○ 放射線透過検査 最大電力500〔kW〕以上の場合においても、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく有資格者により施工を行う。 フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、 (●金属材料（ステンレス、新金属を含む） ○樹脂製)とする。 配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ○ 標準仕様書による。 ○ 既存合わせによる。 ○ 配線及び主回路の導体の色別は、下記による。			
建物別及び屋外 工 事 種 別 工 事 種 目 管理・教育棟 ○電灯設備 ○動力設備 ○電気自動車用充電設備 ○電熱設備 ○雷保護設備 ○受変電設備 ○電力貯蔵設備 ○発電設備 ○構内情報通信網設備 ●構内交換設備 一式 ○情報表示設備 ○映像・音響設備 ○拡声設備 ○誘導支援設備 ○テレビ共同受信設備 ○監視カメラ設備 ○駐車場管制設備 ○防犯・入退室管理設備 ○火災報知設備 ○中央監視制御設備 ○構内配電線路 ○構内通信線路 ●発生材処理 一式		●電源周波数 ●発生材の 処理等 (第1編1.3.9) 〔第1編1.9.1〕		○完成時の 提出図書 (第1編1.7.1～3) 〔第1編1.11.1～3〕		下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。		●フラッシュ プレート ●電線の色別 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) 〔第2編2.1.4〕		配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ○ 標準仕様書による。 ○ 既存合わせによる。 ○ 配線及び主回路の導体の色別は、下記による。			
II 工 事 仕 様 1. 共通仕様 (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構が定める工事請負契約基準、現場説明書、図面3枚及び本特記仕様書1枚によるほか、●印の付いたものを適用する。 ●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。) ●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。) ●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。) ●文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。) ●工事写真撮影要領(令和5年9月) (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様書は()図、建築工事の特記仕様書は()図による。		●環境への配慮 (第1編1.4.1) 〔第1編1.4.1〕		○石綿含有材料の 事前調査 〔第1編1.8.2～3〕 ○足場その他 (第1編2.1.1) 〔第1編2.2.2〕 ○発生残土の 処理 (第1編2.2.1) 〔第1編2.3.1〕 ○金属管の塗装 及び仕上げ (第1編2.7.1) 〔第1編2.8.1〕		工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。		○他工事又は 他工種との 取り合い ○特殊場所 〈第2編2.1.1～9〉		特殊場所は下記による。 特殊場所の内容 適用する場所 危険場所の種類 危険物の種類 ●湿気の多い場所 地下ピット ○気密性を要する場所 ○ガス蒸気危険場所 ○粉じん危険場所 ○危険物等貯蔵場所 ○腐食性ガスのある場所 ○壊害を受けるおそれのある場所 ○壊害を受けるおそれのある場所			
				年 度 令和7年度		工 事 名 称 一関工業高専電話交換機設備更新工事		図 面 名 称 電気設備工事特記仕様書		縮 尺 N・S		図面番号 特－1	



年 度	工 事 名 称	図 面 名 称	縮 尺	図面番号
令和 7 年度	一 関工業高専電話交換機設備更新工事	管理・教育棟 1 階 構内交換設備 配線図	S = 1 / 2 0 0	E - 1

既設 電話交換機 機器仕様 【電話交換機1台撤去・処分】		
項目	細目	仕様
ポート数		512ポート
回線規模	内線標準（最大）	256（512）
	局線標準（最大）	128（512）
交換方式	制御方式	蓄積プログラム制御方式
	通話路方式	時分割PCM方式
	応答方式	仮想番号方式、分散／中継台方式、ダイヤルイン（DI）方式、 DID方式、DIL方式、 ボタン電話方式（ストレート／バーチャルライン）、 ISDNダイヤルイン方式、ISDN着サブアドレス方式
装置構成	通話路構成	時分割T1段μLaw PCM
	処理装置	64bit RISC
	主記憶装置	DRAM 32MB
	バックアップメモリ	FLASH 32MB
	OS	VxWORKS
	ソフト言語	C言語
冗長構成	中央制御装置	一重
	通話路スイッチ（TSW）	
	通話路制御装置（MCNT）	
	各種信号音	
	通話路系 LIN／TRK	
	電源	
	信号器	
電源条件	入力電圧	AC100V
	入力電流（公称値）	17.0A
	蓄電池容量	停電補償時間 3時間
MDF	収容可能端子数	512対
	避雷器収容	別置
環境条件	温度	0～40℃
	湿度	25～85％
呼量	1内線当り呼量	6HCS
実装	PKG実装可能数	64
実装単位	一般内線回路	8L
	多機能電話機内線回路	8L（マルチ接続の場合 16L）
	長距離内線回路	2L
	局線トランク	4L／8L
	ODトランク	2L
	LDトランク	2L
	ページングトランク	2L
	ISDN基本インタフェース 局線トランク	2L／4L
	ISDN基本インタフェース 内線トランク	4L
	ISDN一次群インタフェース局線トランク	1L
	Iインタフェース専用線	2L（64k：1ch、128k：3ch）
内線番号	桁数	2～5桁
回線の復旧方式		内線・専用線：ファーストパーティレリーズ 、 局線：内線制御
発熱量	（kJ／h）	4877
線路条件	一般内線	直流抵抗 1200Ω以下 漏洩抵抗 20kΩ以上
筐体寸法(mm)		W1020×H1600×D290
質量(kg)		160

新設 電話交換機 機器仕様 【電話交換機1台新設】		
項目	細目	仕様
1. ポート数	物理ポート	1000ポート 以上
2. 交換方式	制御方式	蓄積プログラム制御方式
	通話路方式	時分割PCM方式
	応答方式	ダイヤルイン、分散中継、DID、DIL
3. 装置構成	通話路構成	T1段
4. 冗長構成	制御部／電源部	一重／一重
5. 電源条件	入力電圧	AC100V
	蓄電池容量	停電補償時間 3時間 （長寿命型）
6. 環境条件	温度	0～40℃
	湿度	20～80％（結露しないこと）
7. 呼量	1内線当り呼量	7.1HCS 以上
8. 収容回線数 （本工事実装数）	ひかり電話オフィスA	8ch
	アナログ局線	8回線
	多機能電話機内線用 回線数	56回線
	一般電話機内線用 回線数	216回線
	PHS接続装置用 回線数	40回線
	PHS端末用 回線数	80回線
	上記の各回線数は必要とする最低限の要件であり、製造者標準でこれを上回ることを制限するものではない	
9. 電話機	一般電話機	211台（既設再利用）
	多機能電話機	51台（別途調達）
10. 構造	・キャビネット型、ラックマウント型、ビルディングブロック型のいずれかの構造とする （機器の安定稼働のため、耐震措置、ホコリ侵入防止対策、放熱対策が適切に講じられていること）	
11. 電話交換機 その他要件	・NTT東日本のひかり電話オフィスAが利用可能であること（VoIPゲートウェイを介さず直接収容とする） ・オンプレミス型PBXで、既設の一般電話機が使用できること（2芯スター接続での配線が可能） ・電気通信事業法及び電波法、これらの関連法令に適合した機器であること ・故障時の迅速な部品調達・復旧のため、日本国内に本社を置いているメーカーの電話交換機であること ・電話交換機据付完了後、総合試験を行うこと（構内の電話の復旧に通常必要な対応を含む） ・IP-PBXの機能を有し、IP端末が接続可能であること ・既存の多機能電話機グループ設定状況を把握の上、交換機更新後に反映し、本校の電話の運用に支障が無いよう設定すること ・将来、PHS接続装置及びPHS端末を利用可能であること（本校の旧PHS設備との互換性は不要）	
12. 主配線盤側 作業	・交換機側端子板を取替とし、構内側は既存設備を流用可とする （電話交換機の更新に伴い、通常必要となる部材及び結線等の各作業を含む）	
13. その他	・関係法令（電気通信事業法、構内交換設備に関する技術基準 等）を遵守すること ・本校の構内交換設備及び構内情報通信網設備を十分把握した上で工事を行うこと ・電話の不通を伴う電話交換機の切替作業を行う際は、事前に作業計画書を監督職員に提出すること ・業務上知り得た情報について本業務にのみ利用するものとし、契約期間中及び契約終了後も第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏えいしないこと	

	年 度	工 事 名 称	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
	令和7年度	一関工業高専電話交換機設備更新工事	構内交換設備 機器仕様	N・S	E－2